

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）

令和4年度第2次補正予算案：20.5億円

事業概要・目的

○事業の目的

「子どもの貧困対策推進法」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、「こども食堂等様々なこどもの居場所づくり等に取り組む」とともに、「こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、こども食堂のほか、こども宅食・フードバンク等への支援を推進する」など、地方自治体によるこどもの貧困対策を支援します。

○事業の概要

現下の物価高騰の影響を踏まえ、こども食堂や宅食、フードバンク等、食事、食材等の提供を伴う事業（以下「食材等の提供を伴う事業」）を早急に拡大するため、地方自治体を通じたNPO等への支援を強化します。

事業イメージ・具体例

(1) 補助対象経費

食材等の提供を伴う事業を行うNPO等に対し、その食材等や配送料及び管理経費に係る支援を行う地方自治体を支援します。

(2) 補助対象事業

地方自治体が、食材等の提供を伴う事業について、NPO等に対し委託を行う場合又はNPO等が行う事業への補助を行う場合に対象にします。

(3) 補助上限額

3,500千円

（参考）現行の交付金事業における補助上限額
市町村：1,500千円、都道府県等：3,000千円

(4) 補助率

9/10

（新たに支援を行う場合）

（現行の交付金事業の活用実績がある場合、3/4又は2/3）

資金の流れ



期待される効果

- 食材等の提供を伴う事業を重点的に支援することで、食料品等の価格高騰の影響により厳しい状況にある、経済的に困難を抱える家庭の負担軽減が期待されます。

<参考> 地域子供の未来応援交付金（※現行事業）

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を「地域子供の未来応援交付金」により支援。今回の総合緊急対策においては、NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方公共団体への支援を強化するため、補助基準額の引上げを実施。

内閣府

地方自治体

(1) 実態調査・計画策定

- ・補助率：1／2
- ・補助基準額（事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

(2) 子供等支援事業

- ・補助率：1／2
- ・補助基準額：最高1,500万（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

(3) つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：3／4
- ・補助基準額：都道府県 300万円
市区町村 150万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを
①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業

- ※ ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業（生理用品の提供を含む）
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

(4) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：10／10
- ・補助基準額：都道府県 300万円
市区町村 150万円

地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業※

- ※ ア NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
- イ 新たな居場所を新設する事業（例：既存の居場所と違う地域に新設）
- ウ 新たな取組を実施する事業（例：子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施）

- ・自治体による委託事業
- ・事業の実施により、自治体とNPO等との間で新たな連携が生じるもの。